株主各位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号 ファースト住建株式会社 代表取締役社長 中 島 雄 司

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。 さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますの で、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ ますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封 の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年1月23日(木 曜日) 午後5時45分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申 しあげます。

敬具

記

- 1. 日 令和2年1月24日(金曜日)午前10時 時
- 2. 場 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号 所 尼崎市中小企業センター 1階ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第21期(平成30年11月1日から令和元年10月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査 等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第21期(平成30年11月1日から令和元年10月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策) 継続の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ さいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事 項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.fiuken.co.ip) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解く ださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますよ うご案内申しあげます。なお詳細につきましては、後記70頁「株主懇談会のご案内」 に記載いたしておりますので、ご参照ください。

事業報告

(平成30年11月1日から) 令和元年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、総じて緩やかな回復傾向で推移いたしましたが、米中間における通商問題や世界経済に対する懸念などを背景に、輸出や生産などが徐々に弱含む状況になり、景気の先行きに対する慎重さが強まってきております。

不動産業界においては、不動産需要の二極化傾向が強まる中、都市周辺部や人気の高い住宅地などにおける競争は激しく、また、用地仕入価格の上昇、建設労働者不足や建築コストの高騰など、事業環境の厳しさは続いております。

このような環境の中、当社グループは、お客様のニーズに即した魅力的な住宅造りに注力するとともに、事業拡大に向けた人材確保・育成を推進してまいりました。

戸建事業のうち主力の戸建分譲では、今後の販売棟数拡大と収益性の維 持のためには、住環境が良く利便性の高い良質な分譲用地を安定的に確保 することが重要となるため仕入業務に注力した一方、造成・建築工事にお いては、協力業者の不足などの影響により完成までの工期が長期化する状 況が続き、未完成在庫が増加する状況となりました。こうした状況に対応 するべく、当社では、継続的な協力業者の新規開拓、工程管理の徹底と連 携強化、外国人技能実習生の受け入れ等に加え、工事監督職の採用・人員 配置の見直しなどの取り組みを行い、下半期から徐々に上棟・完成棟数が 増加する傾向が表れ始めております。販売面においては、令和元年10月の 消費増税後に実施される各種の景気対策を見据えた消費者の動きが感じら れるなど、住宅需要はやや鈍さが見られるようになり、戸建分譲の販売棟 数は前連結会計年度を1.6%下回る1,415棟(うち、戸建1,308棟、土地分譲 107区画) にとどまったものの、良質な分譲用地の仕入に注力してきたこと で平均販売価格は前連結会計年度に比べて上昇し、売上高の増加に寄与い たしました。また、平成30年5月から連結子会社となったアオイ建設株式 会社(以下、「アオイ建設」という。)では、社内体制の整備などに取り 組みつつ、建売方式による戸建分譲の供給を開始いたしました。注文住宅 の請負工事では、一般顧客からの受注拡大と不動産業者からの継続的な受 注獲得を目指して取り組む一方、コストの上昇傾向に対応するべく、販売 価格の見直しも含めて収益性の改善に努めてまいりました。販売棟数にお いては、アオイ建設が順調に販売棟数を伸ばし、前連結会計年度に比べて 16.8%の増加となる132棟の実績となりました。

マンション事業では、不動産賃貸による安定的な収益がアオイ建設との統合により増加した他、新築分譲マンション「ファーストレジデンス須磨海浜公園」が平成31年2月に竣工し、販売を進めてまいりましたが、マンションの市況は厳しく、当連結会計年度においては10戸の販売戸数にとどまりました。なお、同物件の未販売の住戸については、今後賃貸で活用することを決定したことに伴い、たな卸資産から固定資産に振替を行っております。また、当連結会計年度には、賃貸用のタワーパーキングについて、設備の老朽化により使用を停止したことに伴い、減損損失19百万円を計上しております。

当社の木造建築のノウハウを戸建住宅以外の分野に活用するべく取り組んでいる特建事業では、当連結会計年度には木造集合住宅2棟の請負工事が完成・引渡しとなりました。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高431億11百万円(前連結会計年度比 5.4%増)、営業利益37億64百万円(同 1.8%減)、経常利益36億73百万円(同 2.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益24億4百万円(同 5.9%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

イ. 戸建事業

戸建事業のうち主力の戸建分譲について、当連結会計年度における販 売棟数は1,415棟(うち、戸建1,308棟、土地分譲107区画)(前連結会計 年度比 1.6%減)となり、売上高は396億83百万円(同 2.4%増)となり ました。戸建分譲では良質な分譲用地の安定的な確保および施工体制の 強化を重要課題として取り組んでおり、協力業者の新規開拓、工程管理 の強化や人材確保・育成などを進めることで徐々に施工体制は改善しつ つあるものの、完成物件を十分に確保できる体制にはまだ至っておらず、 また、販売面でも消費増税を見据えた顧客層の慎重な動きから住宅需要 が弱含むなど、販売棟数は前連結会計年度を下回りました。しかしなが ら、良質な分譲用地の仕入と顧客ニーズに即した商品企画に努めてきた ことで平均販売価格が上昇し、売上高は前連結会計年度を上回る成果と なりました。請負工事におきましては、アオイ建設が順調に販売棟数を 伸ばし、当連結会計年度は132棟(同 16.8%増)の販売実績となり、売 上高は23億89百万円(同 43.5%増)となりました。戸建事業に関するそ の他の売上高は1億97百万円(同 31.3%増)となりました。収益性の面 では、用地仕入価格や建築コストなどの原価が上昇する傾向が続いてお り、販売価格帯に応じた商品戦略の明確化と徹底により、適正な収益の 確保に努めているものの、利益率が低下する状況となっております。

これらの結果、戸建事業全体の売上高は422億70百万円(同 4.2%増) となり、セグメント利益は46億5百万円(同 0.3%増)となりました。

ロ. その他

その他の事業セグメントのうち、マンション事業について、賃貸収益による売上高は4億28百万円(前連結会計年度比 19.3%増)となりました。また、マンション分譲では「ファーストレジデンス須磨海浜公園」の販売を進めましたが、当連結会計年度には10戸の販売戸数にとどまり、売上高は3億11百万円(同一)となりました。なお、マンション分譲に関しては、同物件の引渡し開始に伴い、モデルルーム等の引渡し開始までに発生した費用も含めて1億9百万円の広告宣伝費を計上しております。マンション事業に関するその他の売上高は2百万円(同一)となり、マンション事業全体の売上高は7億42百万円(同 106.8%増)となりました。特建事業においては、2棟の木造集合住宅の請負工事が完成・引渡しとなり、売上高は94百万円(同一)となりました。

これらの結果、その他の事業セグメント全体の売上高は8億37百万円 (同 133.0%増)となり、セグメント利益は1億28百万円(同 27.9%増)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額で17億72百万円の設備投資を行っております。その主なものは、分譲マンションの保有目的を賃貸用に変更したことに伴うたな卸資産から固定資産への振替14億41百万円、賃貸マンション建築用地の取得1億42百万円および倉庫用地の取得1億52百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等であり、主に当座貸越契約を含む金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末の借入金残高は102億82百万円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

<u> </u>	生物のの 1 美皿。	- / \ / \ / \		
区 分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度)
	(平成28年10月期)	(平成29年10月期)	(平成30年10月期)	(令和元年10月期)
売 上 高(千円)	l	l	40, 918, 500	43, 111, 803
経常利益(千円)	l	l	3, 770, 100	3, 673, 020
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	ı	ı	2, 554, 541	2, 404, 434
1株当たり当期純利益	l	l	184円10銭	173円27銭
総 資 産(千円)	l	l	47, 300, 153	50, 391, 852
純 資 産(千円)			31, 379, 701	33, 272, 386
1株当たり純資産額	_	_	2,201円06銭	2,330円81銭

- (注) 1. 第20期より連結計算書類を作成しているため、第19期以前の各数値については記載 しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

	区分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当事業年度)	
		,,	(平成28年10月期)	(平成29年10月期)	(平成30年10月期)	(令和元年10月期)
売	上	高 (千円)	41, 811, 492	41, 404, 783	39, 091, 097	39, 595, 028
経	常利	益 (千円)	4, 438, 672	4, 253, 309	3, 632, 399	3, 388, 523
当	期純禾	J 益 (千円)	2, 934, 601	2, 911, 021	2, 499, 831	2, 303, 879
1 杉	k当たり i	当期純利益	211円59銭	209円86銭	180円16銭	166円03銭
総	資	産(千円)	42, 784, 092	42, 399, 910	44, 302, 315	46, 362, 061
純	資	産(千円)	26, 253, 990	28, 646, 441	30, 520, 838	32, 234, 497
1 杉	朱当たり	純資産額	1,892円32銭	2,063円48銭	2,197円27銭	2,319円88銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当 たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アオイ建設株式会社	10,000千円	60.0%	土地分譲、建築請負工事、 不動産賃貸 等

- (注) 当社の非連結子会社としてファースト工務店株式会社、有限会社アオイハウスおよび有限会社アオイ設計事務所がありますが、資産、売上高等からみて、いずれも連結の範囲から除いてもその企業集団の財産および損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結の範囲に含めておりません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後も企業理念に基づいた事業の拡大を継続していくためには、会社の成長に応じた人材の採用ならびに育成、施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処、および、事業の多角化による安定的な経営基盤の確立が必要であると考えております。

人材の採用ならびに育成につきまして、当社の企画営業職は、販売をアウトソーシングする一方、緻密なマーケット調査、プロジェクトの立案、土地の仕入からプランニング、官公庁における許認可の取得、契約と業務が多岐にわたるため、その育成は非常に重要であります。また、工事部門では、施工は協力業者に分離発注する一方、工程、品質、コスト、安全の4つを徹底して管理することに人的資源を集中しておりますが、お客様にご満足していただける商品を作り、事業を拡大していくためには、これを適切に管理する人材を確保し、育成していくことが必要であります。

これに対し、人材の採用につきましては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施しており、当連結会計年度におきましては21名が入社いたしました。更に、中途採用も継続して実施し、即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的に開催し、法令等を始めとする、業務に必要となる知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

今後も継続して新店舗を出店し、事業エリアを拡大していくためには、その責任者の確保が特に重要であるため、人材の採用ならびに育成を当社の最重要課題として対処してまいります。

施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処につきまして、近年、 建設業界においては、若年層の建設業界離れなどにより、建設労働者の減少 や高齢化が進んでおり、当社グループによる住宅の供給棟数を拡大していく ためには、施工を行う協力業者の確保が必要となってまいります。これに対 し、当社グループでは、継続して協力業者の新規開拓に取り組むとともに、 海外からの技能実習生の受け入れ等の取り組みを行っております。

事業の多角化による安定的な経営基盤の確立につきましては、わが国において将来的な人口や世帯構成の変化が予想されており、それに伴って住宅ニーズも多様化することが見込まれるため、主力の戸建分譲に加え第2、第3の収益の柱となる事業の育成が重要であると考えております。これに対しては、当社グループでは現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事業を始め、集合住宅などの大規模木造建築物の建築請負等を行う特建事業など、安定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分野の拡大を徐々に進めております。

(5) 主要な事業内容(令和元年10月31日現在)

事	業	区	分	事 業 内 容
戸	建	事	業	戸建住宅の分譲および建築請負、宅地の分譲等
そ	の他	の事	業	マンションの分譲、不動産賃貸、木造建築物等の建築請負 等

(6) 主要な営業所等(令和元年10月31日現在)

① 当社

	•
本 社	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
	福岡支店(福岡市博多区)

② 子会社

(7) 使用人の状況 (令和元年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	*
事 業 区 分	使用人数 (前連結会計年度末比増減)
戸 建 事 業	291名(+30名)
その他の事業	3名 (△1名)
全社 (共通)	62名(+ 5名)
合 計	356名(+34名)

⁽注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (前事業年度末比増減)	平均年齢 (前事業年度)	平均勤続年数 (前事業年度)
329名(+19名)	38.1歳(37.7歳)	5年9ヶ月(5年6ヶ月)

⁽注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況(令和元年10月31日現在)

(単位:千円)

	借 入 先							借入金残高
株	式	会社	±Ξ	井	住 友	銀	行	4, 488, 037
株	式	会	社	四	国	銀	行	1, 259, 421
株	式	会	社	横	浜	銀	行	931, 030
株	式	会	社	みす	" ほ	銀	行	415, 444
株	式	会	社	京	都	銀	行	362, 210

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(令和元年10月31日現在)

① 発行可能株式総数

67,600,000株

② 発行済株式の総数

16,901,900株

③ 株主数

8,791名

④ 大株主 (上位10名)

株	E 名		所有株式数	持株比率
中 島 興 産	株 式	会 社	4,721,000株	34.0%
伏見管理サー	ビス株式	公会 社	1, 800, 000	13. 0
ビービーエイチ フォー フィデリ ファンド(プリンシパル オール			1, 384, 600	10.0
中 島	雄	司	338, 000	2. 4
五 十 嵐	幸	造	312, 000	2. 2
日本マスタートラスト信息	 £銀行株式会社	(信託口)	285, 200	2. 1
ビービーエイチ フィデリティ グ プリンシパル オール セ		1 . 1 2 .	230, 900	1.7
西 河	洋	_	210,000	1. 5
バンク オブ ニューヨーク ジート ジェイピーアールディ ア			170, 800	1.2
日本トラスティ・サービス信	託銀行株式会社(作	信託口5)	161, 300	1.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,025,186株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として で交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権		約権	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション	
発行決議日		平成22年2月	20日	平成29年2月11日	
新株予約格	重の数	54個		979個	
新株予約格 株式の種類	産の目的となる 頁と数	普通株式 (新株予約権1個にご		普通株式 9,790 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約格	産の払込金額	新株予約権1個当た	新株予約権1個当たり25,600円		り 12, 180円
	産の行使に際して 5財産の価額		新株予約権1個当たり62,500円 新株予約権1個当たり10 (1株当たり625円) 新株予約権1個当たり10 (1株当たり1円)		
権利行使其	明間	平成24年3月10日から 令和2年2月19日まで		平成29年4月1日から 令和19年3月31日まで	
行使の条件	‡	(注) 1		(注) 2	
役員の	取 締 役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	27個 2,700株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	979個 9,790株 4名
保有状況	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	27個 2,700株 3名		

		第2回新株子 (株式報酬型ストック・		第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	
発行決議日		平成30年2月	17日	平成31年2月16日	
新株予約格	重の数	937個		1, 198個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 9,370株 (新株予約権1個につき10株)		普通株式 11,980株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり13,650円		新株予約権1個当たり10,190円	
	産の行使に際して 5財産の価額	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)		新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)	
権利行使其	月間 一	平成30年4月3日から 令和20年4月2日まで		平成31年4月2日から 令和21年4月1日まで	
行使の条件	‡	(注) 2		(注) 2	
役 員 の 保有状況	取 締 役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	937個 9, 370株 4名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1, 198個 11, 980株 4名
保有状况	取 締 役 (監査等委員)				

- (注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に 基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定め による。
 - 2. 第1回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)、第2回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)および第3回新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)の行使の条件は、以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち 配偶者または一親等の親族の1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属 した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約 権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認め られる者は、相続承継人となることができない。
 - i 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
 - ii 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所 定の相続手続を完了しなければならない。
 - iii 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況(令和元年10月31日現在)

● C * 2 四分内内 1 小分臣 4 * 2 小人口 (17月2日 1 1071 01 日 20日7)				
		第3回新株予約権		
発行決議日		平成22年2月20日		
新株予約権の数		149個		
新株予約権の目的 株式の種類と数	となる	普通株式 14,900株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込	金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり62,500円 (1 株当たり625円)		
権利行使期間		平成24年3月10日から 令和2年2月19日まで		
行使の条件		① 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② その他の権利行使の条件は、当社第11回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによる。		
当社使用人等の 保 有 状 況	当社使用人	新株予約権の数 149個 目的となる株式数 14,900株 保有者数 22名		

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(令和元年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島雄司	
常務取締役	堀 巌	
取 締 役	東 秀彦	管 理 部 長
取 締 役	中山成人	企画営業部長兼首都圏支社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	藤本智章	
取 締 役 (監査等委員)	田村一美	田村一美会計事務所所長
取 締 役 (監査等委員)	水永誠二	牧野内総合法律事務所弁護士 株式会社アーネストワン社外監査役

(注) 1. 当事業年度中における担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
堀 巌	取締役工事部長	取締役	令和元年8月1日

- 2. 取締役(監査等委員)田村一美氏および取締役(監査等委員)水永誠二氏は、社 外取締役であります。
- 3. 取締役(監査等委員・常勤)藤本智章氏および取締役(監査等委員)田村一美氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・藤本智章氏は、税理士事務所に在籍し、決算手続ならびに財務諸表の作成等に携わった経験を有しております。
 - ・田村一美氏は、公認会計士の資格を有しております。
- 4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤本智章 氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 5. 当社は、取締役(監査等委員)田村一美氏および取締役(監査等委員)水永誠二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	4名	108, 187千円
(うち社外取締役)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	3名	22,840千円
(うち社外取締役)	(2名)	(8,714千円)
合 計	7名	131,027千円
(うち社外役員)	(2名)	(8,714千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成28年1月26日開催の第17回定時株主総会において、 取締役(監査等委員を除く)について年額150,000千円以内(ただし、使用人分 給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額25,000千円以内と決議 いただいております。また別枠で、取締役(監査等委員を除く)について平成29 年1月26日開催の第18回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額と して年額15,750千円以内と決議いただいております。
 - 3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額20,300千円(取締役(監査等委員を除く)4名に対し17,620千円、取締役(監査等委員)3名に対し2,680千円(うち社外取締役2名に対し650千円))。
 - ・ストック・オプションによる報酬額12,207千円(取締役(監査等委員を除く)4 名に対し12,207千円)。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該 他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)田村一美氏は、田村一美会計事務所の所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)水永誠二氏は、牧野内総合法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該 他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員)水永誠二氏は、株式会社アーネストワンの社外 監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありま せん。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

区	分	活	動	状	況
取 締 役 (監査等委員)	田村一美	当事業年度に開催 会14回全てに出席 から、取締役会にこ を確保するための おいて、当社の経 要な発言を行ってお	いたしました。 おいて、取締? 発言を行って: 理システムな	。公認会計士と 役会の意思決定 おります。また	しての専門的見地 の妥当性・適正性 、監査等委員会に
取 締 役 (監査等委員)	水永誠二	当事業年度に開催 会14回のうち13回し 地から、取締役会し 性を確保するため において、当社のこ て適宜、必要な発言	に出席いたし において、取 の発言を行っ コンプライア	ました。弁護士 締役会の意思決 ております。ま ンス体制ならび	としての専門的見 定の妥当性・適正 た、監査等委員会

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監查法人

② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第2条第1項の 業務以外の業務(非監査業務)の対価の支払はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社子会社は、次の企業理念を掲げ、全ての役員および使用人 (当社および当社子会社の業務に従事する全ての者を含む。)が、職務を執 行するにあたっての基本方針とする。

【企業理念】

- 1. 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
- 2. より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。
- 3. 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社および当社子会社は、この企業理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築する。

また、今後も内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備 すべく努めなければならない。

(2) 内部統制システムに関する体制

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - i 取締役会は、取締役会の運営に係る規程を整備し、当該規程に則り会 社の業務を決定する。
 - ii 取締役会は、法令等を遵守する体制を確保するために、全ての役員および使用人の行動を規律する企業倫理規程を制定するとともに、その他の社内諸規程を整備し、取締役による職務の執行を統制・監視する。

- iii 取締役は、取締役会から授権された範囲における業務執行を、法令等 を遵守して行う権限と責任を有する。
- iv 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- v 取締役会および取締役の業務執行状況は、監査等委員会の監査を受ける。
- vi 代表取締役社長は、業務執行部門から独立した内部監査室を設置する。 取締役の業務執行状況は、内部監査室の監査を受ける。
- vii 取締役の職務執行につき、法令等に違反する行為等を発見した者は、 速やかに職制を通じて担当取締役に報告を行う。なお、職制を通じると 正常な情報の伝達ができない場合には、企業倫理規程に定めるエマージ ェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報については、管理基準および管理体制 を整備し、法令および社内規程に基づき作成・保存し、必要に応じて取 縮役、会計監査人等が閲覧し、謄写可能な状態にて管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 役員および使用人は、その担当する職務におけるリスクを把握、分析、 評価し、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状 況を監督し、定期的に見直しを行う。
 - ii 役員および使用人は、当社の経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合には、担当取締役に職制を通じて適切に報告を行う。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。
 - iii リスク管理体制の基礎として、緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、社長もしくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・対応策など総括的に管理を行い、損害の発生を抑止するとともに、発生した損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役の職務分担を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。
 - ii 経営上の重要な事項については、各部門の次長職以上で構成される経営会議において慎重に協議を行うとともに、会社全体の意思統一を図る。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制
 - i 全ての役員および使用人がとるべき行動の基準、規範を示した企業倫理規程に基づき、職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うとともに、

研修等を通じてコンプライアンス教育・啓発を行い、企業倫理規程の実践的運用と徹底を行う。

- ii 使用人は、職務の執行に際し適法性について疑念が生じた場合には、 顧問弁護士、公認会計士等に相談し助言を受ける等、適切に対応する。
- iii 使用人の職務の執行が法令等に違反する行為等を発見した者は、速やかに職制を通じて担当取締役に報告する。なお、職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。
- iv 使用人の職務執行に問題があった場合には、就業規則等に則り適正に 処分する。
- v 使用人の職務執行状況は、内部監査室による監査を受ける。内部監査 室はその結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層およ び監査等委員会に適宜報告する。
- ⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する 体制、当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、当社子 会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体 制、当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に 適合することを確保するための体制その他当社ならびに当社子会社からな る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 当社の取締役のうち、当社子会社の取締役を兼任する者を設け、これにより、当社子会社の他の取締役の職務執行の監視・監督を行う。
 - ii 当社の子会社管理状況および当社子会社の業務活動について、当社の 監査等委員会による監査および必要に応じて内部監査を実施する。
 - iii 当社の現在の子会社の事業規模、使用人数などから、取締役が直接的 にその業務の状況を管理している。
- ⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - i 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に は、必要に応じて、同使用人を置く。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で決定することで、取締役からの独立性を確保する。
 - ii 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会から監査業務のために必要な指示を受けた場合は、当該指示に関して監査等委員でない者の指示を受けない。

- ⑨ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および 使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告 をするための体制
 - i 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実もしくは法令、定款違反その他の不正行為となる事実を発見したとき、または当該事実を発見した者から報告を受けたときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
 - ii 監査等委員は、取締役会において、取締役の業務執行に関する報告を 受ける他、重要と認める会議体等に出席することができる。
 - iii 監査等委員はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務執行に関する 重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に対してその説明を求めるこ とができる。
 - iv 内部監査室は、監査等委員会がその業務の遂行上必要とする場合には、 内部監査に基づく監査資料を遅滞なく提出すべき旨、内部監査規程に定 めている。
 - v 当社の監査等委員のうち、当社子会社の監査役を兼任する者を設け、 当該子会社の業務の状況などについて、必要に応じて監査等委員会に報 告を行う。
- 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制
 - i 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の取締役 および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の取締役および使用 人に周知徹底する。
 - ii 職制を通じると正常な情報の伝達ができない場合には、エマージェンシー・ライン制度により、監査等委員会に直接報告を行う。エマージェンシー・ライン制度は、情報発信者がこの制度の趣旨を理解した上で利用した場合には、職務上の不利益を受けない。
- ③ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - i 監査等委員が、監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ② その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査等委員 会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見 交換を行う。
 - ii 監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。

- iii 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受ける とともに、情報の交換を行い、連携を図る。
- iv 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士などの外部アドバイザーの助言を受ける機会を保障する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、毎月開催する全体会議や支店長会議、各種社内研修を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、エマージェンシー・ライン制度についても、使用人に対する周知を継続的に行っております。

② リスクマネジメント

当社は、毎月開催される経営幹部による経営会議、中間管理職層による中間層経営会議などにおいて、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

③ 内部監査体制

内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。 内部監査の結果は、経営陣への報告ならびに被監査部門へのフィードバックが行われ、必要に応じて改善指示、改善計画の策定・実施ならびに改善 状況のフォローアップを実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告の基本方針」を 定め、これに基づく内部統制体制を構築しており、経営陣を委員とした内 部統制委員会が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。)を定めており、その内容等は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの 良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企 業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループ の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終 的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。 そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者 の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大 規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業(戸建住宅販売)を主力事業としており、企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を 供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広 めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進め るために年間2~3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業等も行っております。

当社は、本事業報告「1.企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に記載の事項を経営の重点課題として認識し、それぞれに対処するための取り組みを行っております。

② コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々(株主、従業員、顧客、地域社会等)からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」(東京証券取引所 2018年6月1日改訂)に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」(平成31年1月28日)をご覧ください。

(企業統治の体制)

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した

透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業 体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。 (内部監査および監査等委員会による監査)

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部 監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社 長および取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部 監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤取締役1名、社外取締役2名)からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会の決議および平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「本プラン」という。)を導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。以下、「大規模買付け等」という。)がなされる場合を適用対象とし、大規模買付け等を行い、または行おうとする者(以下、「買付者等」という。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合が20% 以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合および その特別関係者の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の 買付けその他の取得

(iii) 買付者等が当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該買付者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該買付者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株式等について、当該買付者等と当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。)

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会 に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続き を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」という。) を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社は、意向表 明書を受領した日から10営業日以内に、当初提出していただくべき情報を記 載した情報リストを意向表明書に記載された国内連絡先に発送し、買付者等 には、情報リストに従って大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様 のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報 (以下、「本必要情報」という。)を日本語で当社に提出していただきます。 また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等 の内容および熊様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに 当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的 に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等か ら提供していただきます。なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情 報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以 下、「情報提供完了通知」という。) いたします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間、その他の大規模買付け等の場合には最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として設定いたします。ただし、いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、最大30日間延長できるものとします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行います。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程に従い、当社社外

取締役、または社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当てをする場合には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下、「例外事由該当者」という。)による権利行使は認められないとの行使条件、または、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランは、平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス http://www.f-juken.co.jp) に掲載の平成29年1月10日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月1日改訂)の「原則1-5、いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

本プランは、上記(3)に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

本プランは平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会において決議されております。また、本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、同定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、本プランは、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。独立委員会の判断の概要については、株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動に際しては、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。更に、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代さ

せても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

以上のとおり、本プランはその内容において公正性・客観性が担保される 工夫がなされている点において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を 確保・向上することに資するものであって、基本方針に沿うものであり、当 社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常に企業価値を高めることにより、株主に対し長期的に貢献できる企業を目指しております。従って、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保資金の確保、ならびに企業業績等も勘案したうえで、安定した利益還元を念頭に置きながら、配当性向20%を目標として実施してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記の考えの下、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき22円とさせていただきました。この結果、すでに、令和元年7月17日に実施済みの中間配当金1株につき21円と合わせまして、年間配当金は1株につき43円となります。

内部留保資金につきましては、主に事業活動に必要となる分譲用地の仕入 資金および収益物件の購入資金等として有効活用してまいりたいと考えてお ります。

⁽注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和元年10月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	41, 047, 915	流動負債	14, 578, 185
現金及び預金	11, 860, 520	支払手形・工事未払金	5, 117, 984
		短 期 借 入 金	7, 675, 300
販売用不動産	10, 611, 250	1年内償還予定の社債	25, 000
仕掛販売用不動産	16, 086, 667	1年内返済予定の長期借入金	418, 667
未成工事支出金	2, 096, 184	未払法人税等	649, 591
		賞 与 引 当 金	157, 107
貯 蔵 品	9, 204	役員賞与引当金	20, 300
そ の 他	384, 086	完成工事補償引当金	21, 803
 固定資産	9, 343, 936	そ の 他	492, 430
	3, 343, 330	固 定 負 債	2, 541, 280
有 形 固 定 資 産	8, 342, 982	社	10,000
建物及び構築物	4, 891, 086	長期借入金	2, 188, 048
I. Lib	4 076 409	退職給付に係る負債	316, 200
土地	4, 876, 493	そ の 他	27, 030
そ の 他	248, 453	負 債 合 計	17, 119, 465
減価償却累計額	$\triangle 1,673,050$		の部
年以田	383, 892	株 主 資 本	32, 321, 503
無形固定資産	363, 692	資 本 金	1, 584, 837
のれん	73, 240	資本剰余金	1, 341, 781
その他	310, 652	利益剰余金	31, 987, 819
·	,	自己株式	△2, 592, 934
投資その他の資産	617, 062	その他の包括利益累計額	22, 419
投資 有価証券	191, 824	その他有価証券評価差額金	22, 419
繰延税金資産	214, 349	新株予約権	42, 118
		非支配株主持分	886, 344
その他	210, 888	純 資 産 合 計	33, 272, 386
資 産 合 計	50, 391, 852	負債純資産合計	50, 391, 852

連結損益計算書

____ (平成30年11月1日から 令和元年10月31日まで)

科		金	額
		317.	
上 上	高		43, 111, 803
売 上 原	话 価		35, 627, 987
売 上 総	利 益		7, 483, 815
販売費及び一般	管 理 費		3, 719, 760
営 業 利	益		3, 764, 055
営 業 外	収 益		
受 取	利 息	1, 581	
受 取 配	当 金	5, 215	
受 取 保	険 金	4, 253	
受 取 補	償 金	6, 528	
その	他	9, 149	26, 727
営 業 外	費用		
支払	利 息	105, 598	
その	他	12, 164	117, 762
経常利	益		3, 673, 020
特 別 利	益		
新株予約	権戻入益	230	230
特 別 損	失		
減損	損 失	19, 105	19, 105
税金等調整前当期	期 純 利 益		3, 654, 145
法人税、住民税及	び事業税	1, 179, 729	
法人税等調	整 額	△11,046	1, 168, 683
当期純	利 益		2, 485, 461
非支配株主に帰属する	当期純利益		81, 026
親会社株主に帰属する	当期純利益		2, 404, 434

連結株主資本等変動計算書

(平成30年11月1日から) 令和元年10月31日まで)

			株	主 資	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1	1, 584, 837	1, 341, 778	30, 180, 078	△2, 593, 020	30, 513, 674
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当				△596, 694		△596, 694
親会社株主に帰属する当期純利益				2, 404, 434		2, 404, 434
自己株式の処分			2		85	88
株主資本以外の項目の						
当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計		_	2	1, 807, 740	85	1, 807, 828
当連結会計年度末残高		1, 584, 837	1, 341, 781	31, 987, 819	△2, 592, 934	32, 321, 503

その他の包括 利益累計額			非支配株主		
	その他 有価 証 券金 評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	持	純資産合計
当連結会計年度期首残高	29, 518	29, 518	30, 167	806, 340	31, 379, 701
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△596, 694
親会社株主に帰属する当期純利益					2, 404, 434
自己株式の処分					88
株主資本以外の項目の	△7, 099	△7, 099	11, 951	80, 004	84, 856
当連結会計年度変動額(純額)	۵۱,033	△1,000	11, 301	00,004	04,000
当連結会計年度変動額合計	△7, 099	△7, 099	11, 951	80, 004	1, 892, 684
当連結会計年度末残高	22, 419	22, 419	42, 118	886, 344	33, 272, 386

(連結注記表)

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - (2) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・連結子会社の名称 アオイ建設株式会社

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 ファースト工務店株式会社

有限会社アオイハウス 有限会社アオイ設計事務所

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (3) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況 該当する会社はありません。
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況 持分法を適用していない非連結子会社(ファースト工務店株式会社、有限会社アオイハウスおよび有限会社アオイ設計事務所)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 連結の範囲の変更に関する注記 該当事項はありません。
- (5) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。
- (6) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準および評価方法
 - イ. 有価証券
 - a. 子会社株式 移動平均法による原価法

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

製品、仕掛販売用不動産および未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの 方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年~47年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上す ることとしております。

口. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

八. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に おいて負担すべき額を計上しております。

二. 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失および補償サービス費用を補填するため、過去の分 譲建物に係る補修費等の実績ならびに第三者からの見積等を基準として将来の補償見込 額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度において一括して費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

アオイ建設株式会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- b. その他の工事 工事完成基準
- ハ. のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

二. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その 他の資産の「その他」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度 の期間費用としております。

- 2. 会計方針の変更に関する注記 該当事項はありません。
- 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」および「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。また、前連結会計年度において、区分掲記していた「営業外収益」の「未払配当金除斥益」(当連結会計年度は432千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は2,780千円、「受取補償金」は255千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

現金及び預金	1,550,000千円
販売用不動産	873,735千円
仕掛販売用不動産	5, 698, 189千円
建物及び構築物	, , ,
	1,395,046千円
土地	1,912,150千円
投資有価証券	8,920千円
計	11,438,041千円

② 担保に係る債務

短期借入金	6,106,300千円
1年内返済予定の長期借入金	342,477千円
長期借入金	2,069,096千円
計	8,517,874千円

(2) 保有目的の変更

当連結会計年度において、「販売用不動産」に計上していた分譲マンション1,441,029千円を「建物及び構築物」および「土地」等に振替えております。また、「建物及び構築物」および「土地」に計上していた賃貸物件45,027千円を仕掛販売用不動産に振替えております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数 普通株式 16,901,900株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年12月14日 取締役会	普通株式	305, 285千円	22円	平成30年10月31日	平成31年1月11日
令和元年6月7日 取締役会	普通株式	291,408千円	21円	平成31年4月30日	令和元年7月17日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年12月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	305, 287千円	22円	令和元年10月31日	令和2年1月10日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを 除く。)の目的となる株式の種類および数

普通株式 51,440株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、分譲用地の仕入資金を始めとする事業活動に必要な資金を、主に銀行からの短期借入により調達しております。なお、設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、適切な手段を用いて資金調達を行うこととしております。デリバティブ取引については、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク または発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把 握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金については、1年以内の支払期日であります。これらは決済時において流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

短期借入金および長期借入金については、主に分譲用地の仕入資金および収益物件の購入等に対する資金調達であります。これらは返済または利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。また、借入金のうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されているため、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和元年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、 次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含ま れておりません ((注) 2.参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11, 860, 520	11, 860, 520	_
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	191, 794	191, 794	_
資産計	12, 052, 315	12, 052, 315	_
(1) 支払手形・工事未払金	5, 117, 984	5, 117, 984	_
(2) 短期借入金	7, 675, 300	7, 675, 300	_
(3) 1年内返済予定の長期借入金	418, 667	418, 964	297
(4) 長期借入金	2, 188, 048	2, 187, 691	△357
負債計	15, 400, 000	15, 399, 940	△60
デリバティブ取引	_	_	_

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

<u>資</u>産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券のうち株式については、取引所の価格によっております。

<u>負 憤</u>

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当 該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	30
子会社株式	52, 440

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積る ことなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、 「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを 見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものである ため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	11, 853, 722	_	_	_

4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	7, 675, 300	-	-	-	-	_
長期借入金	418, 667	442, 978	329, 885	287, 519	272, 530	855, 134
合計	8, 093, 967	442, 978	329, 885	287, 519	272, 530	855, 134

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用マンション等(土地を含む。)を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は231,943千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	当連結会計年度末の時価		
当連結会計年度期首残高	ヨ理結云訂午及木の時個		
5,808,901千円	1,391,318千円	7, 200, 220千円	7,645,345千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は分譲マンションの保有目的を賃貸用に変更したことに伴うたな卸資産から固定資産への振替(1,441,029千円)および賃貸マンション建築用地の取得(142,873千円)であり、主な減少額は減価償却費(123,033千円)および賃貸物件の保有目的を販売用に変更したことに伴う固定資産からたな卸資産への振替(45,027千円)であります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,330円81銭

(2) 1株当たり当期純利益

173円27銭

9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

貸借対照表

(令和元年10月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	37, 340, 823	流 動 負 債	11, 922, 304
現金及び預金	10, 954, 628	支 払 手 形	2, 312, 100
売 掛 金	5, 308	工事未払金	2, 555, 902
販売用不動産	10, 449, 922	短 期 借 入 金	5, 626, 000
仕掛販売用不動産	13, 800, 258	1年内返済予定の長期借入金	259, 410
未成工事支出金	1, 765, 700	未 払 金	64, 566
貯 蔵 品	9, 204	未 払 費 用	16, 641
前 渡 金	176, 440	未 払 法 人 税 等	593, 416
前 払 費 用	50, 462	未 払 消 費 税 等	28, 072
1年内回収予定の	92, 880	前 受 金	144, 666
関係会社長期貸付金	·	預 り 金	131, 101
そ の 他	36, 018	賞 与 引 当 金	141, 028
固 定 資 産	9, 021, 237	役員賞与引当金	20, 300
有 形 固 定 資 産	6, 796, 397	完成工事補償引当金	21, 803
建物	3, 884, 917	そ の 他	7, 295
構築物	113, 791	固 定 負 債	2, 205, 259
機械及び装置	13, 462	長 期 借 入 金	1, 889, 675
車 両 運 搬 具	77, 714	退職給付引当金	292, 149
工具、器具及び備品	127, 118	そ の 他	23, 434
土 地	3, 619, 329	負 債 合 計	14, 127, 563
リース資産	12, 533	純 資 産	の部
建設仮勘定	58	株 主 資 本	32, 166, 236
減価償却累計額	$\triangle 1,052,528$	資 本 金	1, 584, 837
無形固定資産	19, 780	資本剰余金	1, 341, 781
ソフトウェア	2, 774	その他資本剰余金	1, 341, 781
電 話 加 入 権	411	利 益 剰 余 金	31, 832, 552
そ の 他	16, 594	利 益 準 備 金	153, 860
投資その他の資産	2, 205, 058	その他利益剰余金	31, 678, 692
出 資 金	471	圧 縮 積 立 金	7, 788
投資有価証券	167, 970	繰越利益剰余金	31, 670, 903
関係会社株式	1, 258, 356	自 己 株 式	△2, 592, 934
関係会社長期貸付金	456, 500	評価・換算差額等	26, 142
長期前払費用	12, 328	その他有価証券評価差額金	26, 142
繰 延 税 金 資 産	193, 810	新 株 予 約 権	42, 118
そ の 他	115, 621	純 資 産 合 計	32, 234, 497
資 産 合 計	46, 362, 061	負債純資産合計	46, 362, 061

損益計算書

(平成30年11月1日から) 令和元年10月31日まで)

							(中匹・111)
	科			目		金	額
5	売	上		高			39, 595, 028
3	売	上	原	価			32, 806, 570
5	売 上	総	利	益			6, 788, 457
ļ	坂 売 費	及 び -	一般管	理 費			3, 342, 939
7	営	業	利	益			3, 445, 518
7	営 業	外	収	益			
	受	取		利	息	6, 332	
	受	取	配	当	金	4, 348	
	受	取	保	険	金	3, 548	
	受	取	補	償	金	4, 299	
	そ		0)		他	6, 715	25, 244
7	営 業	外	費	用			
	支	払		利	息	76, 460	
	そ		0)		他	5, 779	82, 239
á	経	常	利	益			3, 388, 523
4	持	別	利	益			
	新村	朱 予	約 権	戻 入	益	230	230
4	持	別	損	失			
	減	損		損	失	19, 105	19, 105
- 1	锐 引 前	方 当 其	胡純	利益			3, 369, 648
Ý	法人税、	住民税	色及び事	業税		1, 072, 271	
Ý	法 人	税等	調	と 額		△6, 501	1, 065, 769
3	当 期	純	利	益			2, 303, 879

株主資本等変動計算書

_____ (平成30年11月1日から 令和元年10月31日まで)

(単位:千円)

		树	₹ ₫	E j		本	
		資本乗	自余金	利	益 東) 余	金
	資 本 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利	益剰余金	利益剰余金 計
		資本剰余金	合 計	利益华湘並	圧縮積立金	繰越利益剰余金	合 計
当期首残高	1, 584, 837	1, 341, 778	1, 341, 778	94, 190	8, 519	30, 022, 657	30, 125, 367
当期変動額							
剰余金の配当						△596, 694	△596, 694
当期純利益						2, 303, 879	2, 303, 879
自己株式の処分		2	2				
利益準備金の積立				59, 669		△59, 669	_
圧縮積立金の取崩					△730	730	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	2	2	59, 669	△730	1, 648, 246	1, 707, 184
当期末残高	1, 584, 837	1, 341, 781	1, 341, 781	153, 860	7, 788	31, 670, 903	31, 832, 552

	Lat. N.	Y/re	ari /m b/s	Arts and about hote		
	株主	資 本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純 資 産合 計
当期首残高	△2, 593, 020	30, 458, 963	31, 707	31, 707	30, 167	30, 520, 838
当期変動額						
剰余金の配当		△596, 694				△596, 694
当期純利益		2, 303, 879				2, 303, 879
自己株式の処分	85	88				88
利益準備金の積立		_				_
圧縮積立金の取崩		_				_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△5, 565	△5, 565	11, 951	6, 386
当期変動額合計	85	1, 707, 272	△5, 565	△5, 565	11, 951	1, 713, 658
当期末残高	△2, 592, 934	32, 166, 236	26, 142	26, 142	42, 118	32, 234, 497

(個別注記表)

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - (2) 資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券の評価基準および評価方法
 - イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな知資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産および未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法)

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物
 3年~47年

 構築物
 10年~40年

 機械及び装置
 10年~17年

 車両運搬具
 2年~6年

 工具、器具及び備品
 2年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 見込利用期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上するこ ととしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度において 負担すべき額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失および補償サービス費用を補填するため、過去の分譲 建物に係る補修費等の実績ならびに第三者からの見積等を基準として将来の補償見込額を 計上しております。

⑤ 退職給付引当金

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。

(5) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見着りは原価比例法)
- ② その他の工事 工事完成基準
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間の均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において、区分掲記していた「営業外収益」の「損害賠償金」(当事業年度は960千円)および「未払配当金除斥益」(当事業年度は432千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「受取補償金」は255千円であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

- 4. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産および担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

現金及び預金	1,550,000千円
販売用不動産	873,735千円
仕掛販売用不動産	3,484,837千円
建物	1,231,358千円
土地	1,433,759千円
	8,573,690千円

② 担保に係る債務

短期借入金	4,057,000千円
1年内返済予定の長期借入金	259,410千円
長期借入金	1,889,675千円
計	6,206,085千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権
 長期金銭債権
 短期金銭債務
 529千円

(3) 保有目的の変更

当事業年度において、「販売用不動産」に計上していた分譲マンション1,441,029千円を「建物及び構築物」および「土地」等に振替えております。

一千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業取引以外の取引による取引高 6,634千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数

普通株式 3,025,186株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

6,667千円 30,216千円 38,361千円
38,361千円
5,842千円
89,341千円
16,246千円
3,856千円
5,120千円
12,530千円
4,841千円
213,025千円
△3,518千円
△749千円
△3,431千円
△11,515千円
△19,215千円
193,810千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器および車両運搬具等の一部については、 所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しておりますが、重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

 (1) 1 株当たり純資産額
 2,319円88銭

 (2) 1 株当たり当期純利益
 166円03銭

11. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

会和元年12月25日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 豊 印 業務執行社員

指定有限責任社員 徳 野 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファースト住建株式 会社の平成30年11月1日から令和元年10月31日までの連結会計年度の連結計 算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不 正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場か ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国に おいて一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監 査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかにつ いて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施 することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手する ための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤 謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び 適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのも のではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切 な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内 部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用 方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計 算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと 判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認 められる企業会計の基準に準拠して、ファースト住建株式会社及び連結子会社 からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をす べての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により 記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年12月25日

ファースト住建株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 印

指定有限責任社員 公認会計士 徳野 大二 匣業務執行社員 公認会計士 徳野

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファースト住建株式会社の平成30年11月1日から令和元年10月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査 証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監杳意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成30年11月1日から令和元年10月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締 役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説 明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

会計監査人LY新日本有限責任監査法人の監査の方法及の結果は相当であると認めます。

令和元年12月26日 ファースト住建株式会社 監査等委員会

(注)監査等委員田村一美及び水永誠二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	ふりがな 氏 名	略歴、当	社における地位、担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
留 万	(生年月日)	(里 安	の休氏の数	
1	なか、じま ゆう じ 中 島 雄 司 (昭和32年6月8日生)	昭和60年4月 平成11年7月 平成12年3月 平成12年10月 平成30年5月	飯田建設工業株式会社(現一 建設株式会社)入社 当社取締役 代表取締役 代表取締役社長(現任) アオイ建設株式会社代表取締役 社長(現任)	338, 000株
	<取締役候補者とし			
			長年にわたり経営の先頭に立ち当	/ _ / . / . /
			取締役としての役割を適切に果た	
			かし、今後も当社の企業価値向上	に貢献するも
	のと期待できるこ		き取締役候補者といたしました。	
2	がル	平成3年3月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ (現 有限責 任監査法人トーマツ) 入所 当社入社、管理部長 取締役管理部長 (現任) ファースト工務店株式会社取締 役 (現任) アオイ建設株式会社取締役 (現 任)	1,000株
	管理部門の責任者 としての役割を遊	会計士としての として当社の発 可に果たしてま 価値向上に貢献	資格と経験を有する他、取締役に就 民に大きな貢献を積み重ねるとといりました。その豊富な経験と実 さするものと期待できることから、	もに、取締役 績を活かし、

候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	なか、やま なる と 中 山 成 人 (昭和46年1月15日生)	平成5年3月 豊島商事入社 平成15年6月 当社入社 平成25年11月 執行役員浦和支店長 平成27年9月 執行役員首都圏支社長 平成29年1月 取締役企画営業部長兼首都圏支社長 平成29年11月 取締役企画営業部長兼首都圏支社長 ・社長(現任)	100株
	の戸建事業に てまいりまし てまいりまし ・企業価値向上 たしました。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数		
1	がじ もと とも あき 藤 本 智 章 (昭和38年12月26日生)	平成9年3月 大杉勝税理士事務所入所 平成13年11月 当社入社 平成14年1月 常勤監査役 平成26年3月 ファースト工務店株式会社監査役(現任) 平成28年1月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 平成30年5月 アオイ建設株式会社監査役(現任)	10,000株		
	<監査等委員である取締役候補者とした理由> 藤本智章氏は、これまで常勤監査役ならびに常勤監査等委員としての役割 に果たしており、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、今後も当社の監 や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上が期待できることか き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。				

候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数			
2	在 幹 が 美 (昭和24年7月27日生)	昭和61年4月 瑞穂監査法人入所 平成元年10月 公認会計士登録 平成3年1月 田村一美公認会計士事務所(現 田村一美会計事務所)開設 所 長(現任) 平成14年7月 当社監査役 平成18年7月 神明監査法人代表社員 平成28年1月 当社取締役(監査等委員)(現 任) (重要な兼職の状況) 田村一美会計事務所所長	-			
	<監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 田村一美氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計 士の資格を有しており、特に当社の会計監査体制の充実に向けた専門家としての 高度なアドバイスを期待しているためであります。また、同氏は過去に直接会社 の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である 社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。					
3	^{みず なが せい じ} 水 永 誠 二 (昭和34年1月12日生)	平成元年4月 弁護士登録 中村法律事務所入所 平成3年4月 牧野内総合法律事務所入所(現任) 平成16年1月 当社監査役 平成28年1月 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 牧野内総合法律事務所弁護士 株式会社アーネストワン社外監査役	-			
	<監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 水永誠二氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士の資格を有しており、特に当社のコンプライアンス体制の充実に向けた法律面からのアドバイスを期待しているためであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 田村一美氏および水永誠二氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 田村一美氏および水永誠二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(社外監査役)であったことがあります。
 - 4. 当社は、田村一美氏および水永誠二氏との間で現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、田村一美氏および水永誠二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件当社は、平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「現行プラン」といいます。)を導入いたしましたが、その有効期間は、令和2年1月開催予定の第21回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社は、現行プラン導入以後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から買収防衛策のあり方について引き続き検討してまいりました。その結果、本総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、現行プランに所要の変更を行った上で継続すること(以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。)を決定いたしました。

そこで、本議案は、本プランについて、株主の皆様の意思を適切に反映させる ため、出席株主の皆様の過半数の賛成をもって本プランの継続のご承認をお願い するものであります。

なお、本プランは、現行プランから一部語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な変更はございません。

また、本プランによる買収防衛策の継続については、取締役会において、監査 等委員3名(うち、社外取締役2名)を含む取締役全員の賛成により承認されて おります。

I. 会社支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えています。

- Ⅱ. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み
- 1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業(戸建住宅販売)を主力事業としており、以下の企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。 <企業理念>

- 一、住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
- 二、 より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会 へ貢献する。
- 三、人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2~3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション 分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、 生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業 等も行っております。

当社は、経営の重点課題として以下の事項を認識しております。

- ・人材(当社においては人財といたしております。)の活用と採用 採用においては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期 採用を継続して実施するとともに、中途採用も実施して即戦力となる人材の確 保に努めております。育成面においては、現場での実務研修のほか、社内外の 講師を招いた研修会を定期的に開催し、業務に必要となる知識や技能の教育を 実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しており ます。
- ・施工能力の確保と建設労働者の高齢化、減少への対応 継続して協力業者の新規開拓に取り組むとともに、海外からの技能実習生の 受入等の取り組みを行っております。
- ・多方面への住宅事業、同関連事業への進出による安定的な経営基盤の確立 現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事 業を始め、集合住宅など大型木造建築物の建築請負等を行う特建事業など、安 定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分 野の拡大を徐々に進めております。
- 2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々(株主、従業員、顧客、地域社会等)からの信頼性を向上させ、ひ

いては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」(東京証券取引所 2018年6月1 日改訂)に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、 対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」(平成 31年1月28日)をご覧ください。

(企業統治の体制)

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

(内部監査および監査等委員会による監査)

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長および取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤取締役1名、社外取締役2名)からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Iに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

なお、令和元年10月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

また、当社の筆頭株主であり議決権の34.03%を保有する中島興産株式会社は、当社代表取締役中島雄司が同社の代表取締役を兼務しており、現時点において、

本プランの適用対象とはなりませんが、当社と中島興産株式会社との間には、代表取締役以外に役員等の兼務はなく、中島興産株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、当面は当社代表取締役を始めとする当社役員やその親族等が保有している株式と合わせた37.48%の株式が安定株主として当社株式を保有されるものと認識しておりますが、将来は中島興産株式会社や役員等の各個人の事情、当社の今後の資本政策等により議決権の保有割合が低下し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。このような状態に至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為が行われる可能性も想定されることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するためには、本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

- (1) 本プランに係る手続き
 - ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(ii)までのいずれかに該当する当社株式等の 買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したもの を除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。)がな される場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうと する者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められ る手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等(注1) について、議決権保有割合(注2)が20%以上となる買付けその他の取得(注3)
- (ii) 当社が発行者である株式等(注4)について、当社の特定の株主の株式等の議決権保有割合(注5)およびその特別関係者(注6)の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得(注7)
- (iii)上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質

的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注8)を樹立する行為(注9) (ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権保有割合の合計が議決権の20%以上となるような場合に限ります。)

- (注1)金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2)金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。)は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。)とみなします。また、かかる議決権保有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行 令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii) において同じとします。
- (注5)金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる議決権の所有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内 閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機 関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定め がない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9) 本文の(iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に 従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii) の要件に該当するか否かの判 定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあ ります。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 買付者等の概要
 - (イ) 氏名または名称および住所または所在地
 - (ロ) 代表者の役職および氏名
 - (ハ) 会社等の目的および事業の内容
 - (二) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (へ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要(買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付け等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、投下資本の回収方針、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注10)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
- (注10) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をい います。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(注11)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目 に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ (共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。) の詳細 (沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付け等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。)
- (v)大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、 売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下、「担保 契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手 方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の 具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関 し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、

予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている 株式等の数量等の当該合意の具体的内容

- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客 および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 大規模買付け等の実行後における、役員候補者およびその略歴
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xii) 前各号に定めるほか、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要 と判断する情報
- (注11) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた 事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他 の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる 情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。) するとともに、その旨を凍やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i) または(ii) の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i)対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主および投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・ 方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆 様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程(概要については別紙2をご参照ください。)に従い、当社社外取締役、または社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載の3氏が就任いたします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(初日不算入)以内に当該違反が是正されない場合には、取締役会評価期間が設定される前であっても、

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ヌ)に掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の 事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先 または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等 またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を 行っていると判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (二)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- (ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- (へ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期および方法を含みます。)、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な 将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しな い場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (リ) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ヌ) その他(イ) から(リ) までに準じる場合で、当社の企業価値・株主 共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

また、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。しかしながら、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると当社取締役会が認める場合には、(a) 対抗措置発動の決議を行うか、あるいは、(b) 不発動の決議を行わずに、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付け等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続きが執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続きを取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下、「例外事由該当者」といいます。)による権利行使は認められないとの行使条件または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは本総会における承認を条件として効力を生じ、本総会終結後3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時まで有効とします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは 金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、 裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委 員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるも のとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆 様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催さ れる株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表(2018年6月1日改訂)した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の尊重

当社は、取締役会において決議された本プランを本総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2. (3) に記載した通り、本プランの有効期間は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、本総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従

い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 当社判断の客観性・合理性の確保

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された 取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるもの とされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取 締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防 衛策)ではありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、 本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および 経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か 等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。 (2) 本プランによる本新株予約権の無償割当てを行う場合の株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。 なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、 当該行使または取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本 新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金 銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社 株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その 有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

当社株式の状況(令和元年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数(2) 発行済株式の総数(3) 株主数67,600,000株16,901,900株8,791名

(4) 当社の大株主の株式保有状況

株主名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
中島興産株式会社	4, 721, 000	34. 03
伏見管理サービス株式会社	1,800,000	12. 97
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	1, 384, 600	9. 98
中島 雄司	338, 000	2. 43
五十嵐 幸造	312, 000	2. 24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	285, 200	2.05
ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィット プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ	230, 900	1. 66
西河 洋一	210,000	1. 51
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム ク ライアント アカウント ジェイピーアールディ アイエスジー エフイーーエイシー	170, 800	1. 23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信 託口5)	161, 300	1. 16

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,025,186株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております
 - 2. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。
 - 3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、議決権の比率にて計算しております。

独立委員会規程の概要

- 1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の 発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客 観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
- 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役または(2) 社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と 当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定め をした場合はこの限りではない。
- 4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるとき その他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全 員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その 決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止および変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項 各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら 当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを 要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならな い。

- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴 (五十音順)

今川 忠(いまがわ ただし)

昭和57年4月 弁護士登録

協和綜合法律事務所(旧 阪口法律事務所)入所

昭和62年4月 協和綜合法律事務所 パートナー弁護士

平成19年4月 大阪弁護士会副会長

平成28年6月 昭栄薬品株式会社取締役(監査等委員)

平成31年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長(現任)

田村 一美 (たむら かずみ)

昭和61年4月 瑞穂監査法人入所

平成元年10月 公認会計士登録

平成3年1月 田村一美公認会計士事務所(現田村一美会計事務所)開設

所長 (現任)

平成14年7月 当社監査役

平成18年7月 神明監査法人代表社員

平成28年1月 当社取締役(監査等委員) (現任)

水永 誠二 (みずなが せいじ)

平成元年4月 弁護士登録

中村法律事務所入所

平成3年4月 牧野内総合法律事務所入所(現任)

平成15年6月 株式会社アーネストワン社外監査役(現任)

平成16年1月 当社監査役

平成28年1月 当社取締役(監査等委員) (現任)

※ 田村一美氏および水永誠二氏は社外取締役(監査等委員)です。

田村一美氏および水永誠二氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

上記3氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議 (以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会 が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最 終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除き ます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議にお いて別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1 株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使 に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で、当社取 締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします(なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等(以下、「例外事由該当者」といいます。)による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。)。

8. 当社による本新株予約権の取得

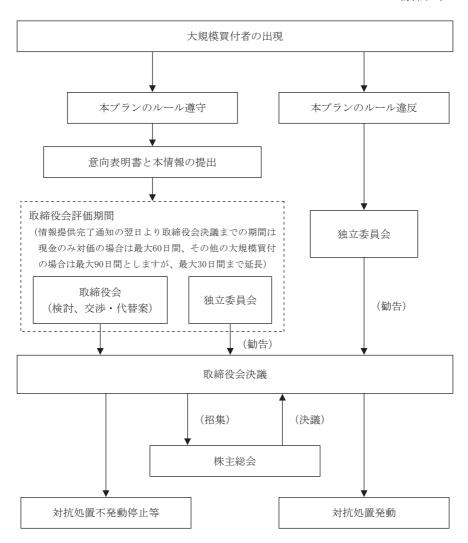
当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。



※ 本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

株主の皆様へ

令和2年1月9日

ファースト住建株式会社

代表取締役社長 中島雄司

株主懇談会のご案内

拝啓 株主の皆様には平素より格別のお引き立てを賜り、心よりお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会終了後に株主懇談会を開催させていただきます。日頃お目にかかることの少ない株主の皆様から、さまざまな貴重なご意見を賜りたく、軽食を準備しお待ち申しあげます。

短時間ではありますが、当社役員とご歓談いただきまして、当社へのご理解を一層深めていただければと願い、ここにご案内申しあげる次第でございます。

株主の皆様におかれましては大変ご多忙の折、恐縮ではございますが、是非 ともご出席賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 株主懇談会開催場所

尼崎市中小企業センター 1階ホール

2. 開催日時

令和2年1月24日(金曜日) 開催時間は定時株主総会終了後に1時間程度を予定しております。

3. 株主懇談会ご入場について

① 株主懇談会会場の収容能力および警備上、ご同伴の方も含め<u>株主様ご本人以外の方のご入場はできません</u>ので何卒ご了承ください。

また、株主懇談会ご入場に当たっては<u>定時株主総会会場ご入場受付でお</u> 渡しする出席票のご提示が必要となります。

② 不測の事態により開催が困難となった場合、急遽中止とさせていただく こともございますのでお含みおきのほどお願い申しあげます。

なお、<u>中止の場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.f-juken.co.jp)に掲載</u>することによりお知らせいたします。

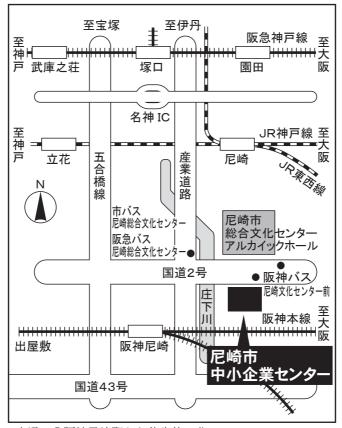
メーモ	

株主総会会場ご案内図

会場:〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号

尼崎市中小企業センター 1階ホール TEL 06-6488-9501 FAX 06-6488-9525

URL: http://www.ama-in.or.jp



交通 ○阪神尼崎駅から徒歩約5分 阪急線、JR線の各駅からは、バスをご利用ください。

- ※ 駐車場サービス券等はご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。
- ※ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。